

# 座間市がん患者医療用補整具 購入等助成制度

市では、がんの治療に伴う外見の変化により、ウィッグ、補整パッドなどの補整具を必要とする人に、その購入費の一部を助成します。

## ■対象者 次のすべてに該当する方

- ・ 市に住民登録のある方
- ・ 脱毛を伴うがん治療を受けている若しくは受けたことがある方  
または胸部の外科的治療(乳房の切除を伴う治療)を受けた方
- ・ 医療用補整具を購入またはレンタルをした方

## ■対象補整具と助成額

種類	対象	助成額
ウィッグ	・ウィッグ本体(毛付き帽子含む) ・頭皮保護用ネット ・保管容器・ウィッグスタンド・くし ・クリーナー	購入費またはレンタルで支払った費用の9割 (限度30,000円)
胸部補整具	・胸部補整具本体・人工乳房の保管容器 ・皮膚保護剤・接着剤(除去剤含む)	購入費またはレンタルで支払った費用の9割 (限度30,000円)

### 【例】

・購入またはレンタル費用が20,000円の場合:支給額18,000円

$$20,000円 \times 9/10 = 18,000円$$

・購入またはレンタル費用が100,000円の場合:支給額30,000円

$$100,000円 \times 9/10 = 90,000円 \Rightarrow 30,000円(上限額)$$

※申請は、同一の治療について1回まで

※ウィッグと胸部補整具を申請する場合は、それぞれに助成します。

## ■申請から助成金の支払いまでの流れ

- ① 補整具を購入またはレンタルし、事業者等にその費用を支払う  
※令和8年4月1日以降の購入またはレンタルが対象です。  
※領収書(写)は、助成金の申請時に必要です。

### ② 次の書類を市に提出

座間市がん患者医療用補整具購入等助成金交付申請書
座間市がん患者医療用補整具購入等助成金請求書
助成対象者が脱毛を伴う治療又は乳房の切除を伴う治療を受けたことを証する書類(診断書、診療明細書、治療方針計画書等)
購入またはレンタルに係る領収書の写し
他の公的な制度において、費用の助成等(個人加入のがん保険等による給付は除く)を受けている場合にあっては、その費用の詳細が分かる書類
対象者の家族が申請する場合は、世帯全員の住民票の写し

### ③ 市が申請内容を審査

### ④ 助成金の支払

※申請期間は、購入またはレンタルした日から1年以内です。

申請書類等は、市ホームページからダウンロード  
または担当窓口を設置(郵送可)



市ホームページ

不明点は、座間市 健康医療課にお問い合わせください。  
TEL 046-252-7995(平日8:30~17:15)